

サービス付き高齢者向け住宅の「規模の基準」及び 「構造及び設備の基準」の取扱いについて

高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項第1号及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第8条に規定する規模の基準、及び法第7条第1項第2号及び規則第9条に規定する構造及び設備の基準についての取扱いは、以下の通りとする。

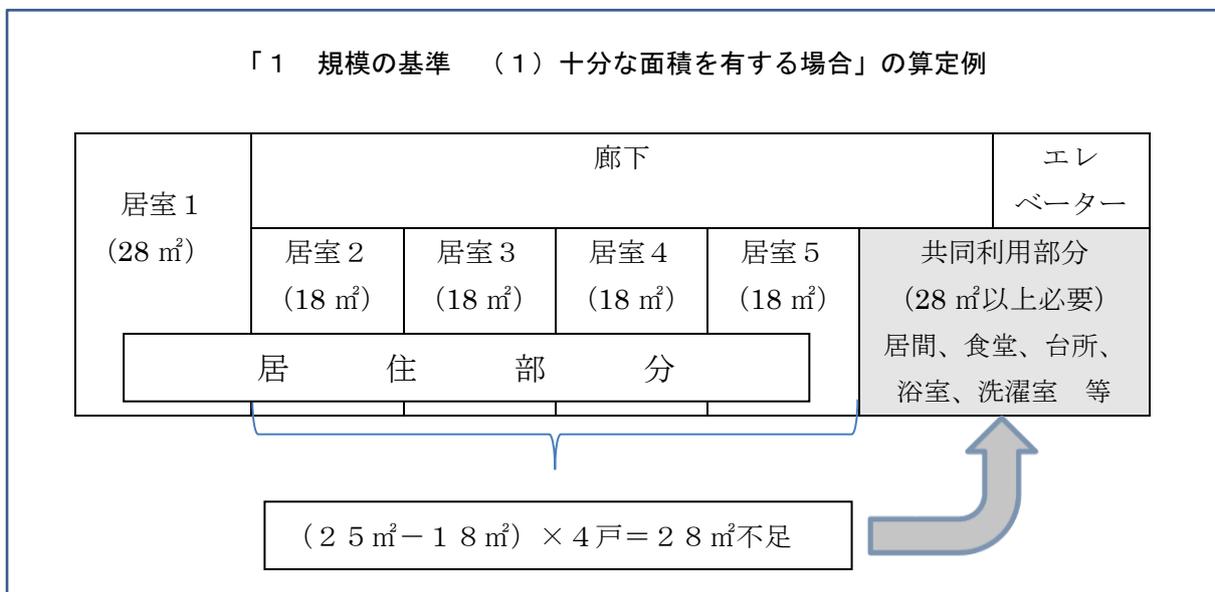
1 規模の基準

（1）十分な面積を有する場合

規則第8条に規定する「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合」とは、25㎡から、25㎡に満たない各居住部分（賃貸住宅にあっては住戸をいい、有料老人ホームにあっては入居者ごとの専用部分をいう。以下同じ。）の床面積を減じた面積を合計した面積以上とする。

（2）その他の居住の用に供する部分

規則第8条に規定する「その他の居住の用に供する部分」とは、入居者の居住のために必要であり、かつ、入居者が必要な時間に他の入居者の居住部分を通らずに自由に使用できる部分（以下、「共同利用部分」という。）とする。ただし、ホール、廊下、階段、エレベーター等は含まず、共同利用部分ではあるが併設施設でも使用する部分の取扱いについては、あらかじめ協議すること。



2 構造及び設備の基準

規則第9条に規定する「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とは、入居者が各居住部分から台所、収納設備又は浴室に円滑に移動できるものであり、かつ、台所、収納設備又は浴室の規模が適切なものであることとする。